

写

令和6年第1回

大阪南消防組合議会

定例会会議録

令和6年2月9日開会
令和6年2月9日閉会

大阪南消防組合議会

令和6年第1回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和6年2月9日（金）午後1時30分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

日程第1	選挙第1号	議長の選挙について
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3		会期の決定について
日程第4	選挙第2号	副議長の選挙について
日程第5	議員提出議案第1号	大阪南消防組合議会会議規則の全部改正について
日程第6	議員提出議案第2号	大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について
日程第7	議員提出議案第3号	大阪南消防組合議会傍聴規則の制定について
日程第8	選任第1号	議会運営委員会委員の選任について
日程第9	報告第1号	専決処分報告について「職員の給与に関する条例の一部改正について」
日程第10	議案第1号	財産の取得について
日程第11	議案第2号	消防功労者表彰の推薦について
日程第12	議案第3号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	議案第4号	大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第14	議案第5号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第6号	大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について
日程第16	議案第7号	大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について
日程第17	議案第8号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第9号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第10号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第11号	職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第21	議案第12号	職員の定年等に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第13号	消防職員賞じゆつ金支給条例の一部改正について
日程第23	議案第14号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第24	議案第15号	監査委員に関する条例の一部改正について
日程第25	議案第16号	大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
日程第26	議案第17号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第27	議案第18号	財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について
日程第28	議案第19号	大阪南消防組合手数料条例の一部改正について
日程第29	議案第20号	大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について
日程第30	議案第21号	大阪南消防組合情報公開条例の一部改正について
日程第31	議案第22号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
日程第32	議案第23号	大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部改正について
日程第33	議案第24号	大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部改正について
日程第34	議案第25号	大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について
日程第35	議案第26号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

日程第 36	議案第 27 号	大阪南消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について
日程第 37	議案第 28 号	令和 5 年度大阪南消防組合一般会計補正予算 (第 3 号)
日程第 38	議案第 29 号	令和 6 年度大阪南消防組合一般会計予算
日程第 39		一般質問について
追加日程第 1		閉会中の継続調査の申出について

○出席議員 (18名)	1 番	草尾勝司議員
	2 番	丹羽 実議員
	3 番	峯 弘之議員
	4 番	笠原由美子議員
	5 番	河井計実議員
	6 番	西田いく子議員
	7 番	尾崎哲哉議員
	8 番	三島克則議員
	9 番	中村保治議員
	10 番	沼元彩佳議員
	11 番	片山敬子議員
	12 番	浅岡正広議員
	13 番	西川 宏議員
	14 番	峯 満寿人議員
	15 番	奥山 涉議員
	16 番	笹井喜世子議員
	17 番	畑 謙太朗議員
	18 番	千福清英議員

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	冨宅正浩
副管理者	吉村善美
副管理者	島田智明
副管理者	山入端 創
副管理者	岡田一樹
副管理者	田中祐二
副管理者	森田昌吾
副管理者	南本齋
消防長	小池一彰
理事	京谷倫之介
理事	二口 豊
署長	山本克也
理事	鳥山浩司
副署長	山下徳久
総務担当副理事	永橋宏隆
予防担当副理事	保田知孝
警防担当副理事	黒岡一起
副理事	安尾光弘
副理事	北野一明
総務課長	北野佳則
参事	日山達男
参事	向井康浩

参事	南 民衛
参事	伊藤圭一
参事	谷 祥充
参事	宮崎充弘
参事	橋上敦彦
参事	東 雄吾

○職務のため出席した職員

書記長	奥谷裕之
書記	菌田 剛
担当職員	小林大吾
担当職員	坂上仁敏
担当職員	岸之上裕二

◎奥谷裕之書記長 書記長の奥谷でございます。

本日は、公私何かとお忙しい中、消防組合議会に、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定例会に先立ちまして、ご報告させていただきます。

本定例会は、大阪南消防組合として最初の議会となりますので、議長、副議長が不在となっております。議長が選挙されますまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員であります、千早赤阪村選出の千福清英議員に臨時議長をお願いしております。千福臨時議長、宜しく願いいたします。以上でございます。

○千福清英臨時議長 皆様こんにちは。ただいま書記長から説明がありましたとおり、臨時議長の職務を行わせていただきます。

△開会 午後 1 時 30 分

○千福清英臨時議長 本日は、令和 6 年第 1 回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたり、ご通知申し上げましたところ、議員各位には大変時節柄、大変ご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。ただ今の出席議員 18 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 6 年第 1 回大阪南消防組合議会定例会を開会します。

それでは、開会にあたりまして管理者からご挨拶をお受けすることにします。

◎富宅正浩管理者 議長。

○千福清英臨時議長 富宅管理者。

◎富宅正浩管理者 はい。皆様、あらためまして、こんにちは。(こんにちは。)管理者を務めさせていただきます。柏原市長の富宅でございます。

本日ここに大阪南消防組合として初めての議会となります。令和 6 年第 1 回大阪南消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、皆様ご多忙中にもかかわらず、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 4 年の 5 月に消防広域化協議会を立ち上げて以来、各市町村の議会におきまして組合規約の変更や、消防広域化に関する補正予算などご審議いただき、今日までご理解とご協力をいただいておりますことに、8 市町村長を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本日は、報告案件 1 件、人事案件 1 件、条例案件 24 件、予算案件 2 件、その他案件 2 件の合計 30 案件をご提案申し上げます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

拍手もらったの、始めてでございます。ありがとうございます。

○千福清英臨時議長 ありがとうございます。

今回、大阪南消防組合として初めての議会となります。あらためて副管理者に自己紹介をお願いいたします。富田林市長からお願いいたします。

- ◎吉村善美副管理者 副管理者の富田林市長の吉村善美でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- ◎島田智明副管理者 河内長野市長の島田智明です。よろしくお願ひいたします。
- ◎山入端創副管理者 羽曳野市長の山入端でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- ◎岡田一樹副管理者 藤井寺市長の岡田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- ◎田中祐二副管理者 太子町長の田中です。よろしくお願ひいたします。
- ◎森田昌吾副管理者 河南町長の森田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- ◎南本齋副管理者 千早赤阪村長の南本齋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 千福清英臨時議長 続きまして、各市町村選出議員のご挨拶をお願いします。初めに、富田林市選出議員の方々、着席順に自己紹介をお願いします。
- ◆草尾勝司議員 富田林の草尾です。よろしくお願ひします。
- ◆尾崎哲哉議員 富田林市の尾崎哲哉でございます。よろしくお願ひいたします。
- ◆西川宏議員 同じく富田林の西川宏です。よろしくお願ひします。
- 千福清英臨時議長 ありがとうございます。次に、河内長野市選出議員の方々お願ひします。
- ◆丹羽実議員 河内長野の丹羽実でございます。よろしくお願ひします。
- ◆三島克則議員 同じく河内長野市の三島克則でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- ◆峯満寿人議員 同じく河内長野の峯満寿人でございます。よろしくお願ひします。
- 千福清英臨時議長 ありがとうございます。次に、柏原市選出議員の方々お願ひします。
- ◆峯弘之議員 柏原市の峯でございます。よろしくお願ひいたします。
- ◆中村保治議員 柏原市の中村保治です。よろしくお願ひします。
- ◆奥山渉議員 同じく柏原市の奥山渉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 千福清英臨時議長 ありがとうございます。次に、羽曳野市選出議員の方々お願ひします。
- ◆笠原由美子議員 はい、羽曳野市選出の笠原由美子でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- ◆沼元彩佳議員 羽曳野市の沼元彩佳でございます。よろしくお願ひいたします。
- ◆笹井喜世子議員 羽曳野市の笹井喜世子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 千福清英臨時議長 ありがとうございます。次に、藤井寺市選出議員の方々お願ひします。
- ◆河井計実議員 藤井寺市の河井計実です。よろしくお願ひいたします。
- ◆片山敬子議員 藤井寺市の片山敬子です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- ◆畑 謙太郎議員 藤井寺市の畑謙太郎です。どうぞよろしくお願ひします。
- 千福清英臨時議長 ありがとうございます。次に、太子町選出議員お願ひします。
- ◆西田いく子議員 太子町の西田です。よろしくお願ひいたします。
- 千福清英臨時議長 ありがとうございます。次に、河南町選出議員お願ひします。
- ◆浅岡正広議員 はい、河南町の浅岡正広です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 千福清英臨時議長 最後に、千早赤阪村選出の私、千福清英でございます。どうぞよろしくお願ひします。

△開議

- 千福清英臨時議長 それでは、直ちに本日の会議に入ります。
この際、議事進行上、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま、ご着席の議席を指定します。

-
- 千福清英臨時議長 次に、これより日程に入ります。
日程第1、議長選挙について、を議題とします。
お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声起こる〕
異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦による事に決しました。
お諮りします。指名の方法につきましては、私から指名をさせていただきたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

異議なしと認めます。よって、指名は私から行います。

大阪南消防組合議会議長に、羽曳野市選出議員の笠原由美子議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました、笠原由美子議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

異議なしと認めます。よって、笠原由美子議員が満場一致をもって当消防組合議会議長に当選しました。

ただいま当選しました、笠原由美子議員に、本席から会議規則第31条第2項により告知します。

それでは、笠原由美子議員から発言を求められていますので許可します。

○笠原由美子議長（挙手）

○千福清英臨時議長 笠原由美子議員。

〔笠原由美子 議長 登壇〕

○笠原由美子議長 皆さま、こんにちは。（こんにちは。）

ただ今、ご紹介いただきました、また、ご推挙いただきました、大阪南消防組合議会の議長を務めさせていただきます、羽曳野市選出の笠原由美子でございます。元より力はありません。本当に皆さまの力をお借りし、微力ながら力の限り、精一杯努めていくことを、お誓いを申し上げますことを先ず最初に申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今年に入りまして、何度も何度もお耳にしていることでございますが、まず初めに1月1日に発災がありました能登半島の件につきまして、私たち地元のこの消防の皆さまも本当に大変な中、皆さんが団結をして、緊急消防援助隊として、大阪府大隊として、何度も何度も向こうの輪島の方へ応援に行っていたことを耳にしながら、ただただ感謝と本当に行ってくださいの皆さまが無事故であることを心から念じていたことはございません。私ごとで申し訳ございませんが、この発災の前の12月の30日、羽曳野市で大変大きな火事がありました。お正月を2日後に迎えたその時に十数件が関係をする、中でも10件が全焼をしてしまうという大変大変大きな火事で、朝5時10分からの発災で大変な火災が起こったわけでございまして、私たちは議員として特に何をして、消防をして、消すこともできはしませんでした。本当にその後、支えることが大変大切だなというと同時に、当時一生懸命動いてくださった町会の皆さまが口々におっしゃっていたことが、本当にこの町会に入らせていただくこと、町会のコミュニティ、本当に大事だとつくづく思うんだよね。というお言葉を耳にして、私たちは消防力を高めていくことを、また、防災力を高めていくこと、これも大事ですけれども、本日参加をさせている議員の一人として地域の人間力、またコミュニティ力をどんどん高めていかなくてはならないと、強く感じたところでございます。

さて、総務省から30年以上、この広域化についてはうったえられてきました。この中で今本当に新たな態勢整備、そして何よりも人材不足とか様々な問題が各部署で起こっている中、本当にいざという時に皆さまのお力が大変必要です。その中で私たちこの大阪南におきましては、この度消防組合として、10月10日に本日ご参加をいただいております首長の皆さま方が調印式を行なっていただい見事なスタートを切ってくださいました。そして今日に至ったことができました。今日は本当にいい晴天の中でこのような議会を、スタートできますことを、まず心から大変嬉しく思うと同時に今後も微力ではございますが皆さまのお力をお借りして議会運営、そして8市町村の消防力、また、防災力が高めていけることを心から念じましてご挨拶といたします。大変にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○千福清英臨時議長 ありがとうございます。それでは、私の任務はこれで終わりました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

〔千福臨時議長 自席に着く 笠原議長 議長席に着く〕

○笠原由美子議長 それでは、先ほど富宅管理者からもありました大変多くの案件が本日はございます。ただ今より円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様のご協力を賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

○笠原由美子議長 それでは議事を進めさせていただきます。初めに議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において指定いたします。

1番 草尾勝司議員、2番 丹羽実議員、3番 峯弘之議員、4番 私、笠原でございます。
5番 河井計実議員、6番 西田いく子議員、7番 尾崎哲哉議員、8番 三島克則議員、9番 中村保治議員、10番 沼元彩佳議員、11番 片山敬子議員、12番 浅岡正広議員、13番 西川宏議員、14番 峯満寿人議員、15番 奥山涉議員、16番 笹井喜世子議員、17番 畑謙太朗議員、18番 千福清英議員。

以上のとおり各議員の議席を指定いたします。よろしく願いいたします。

○笠原由美子議長 それでは次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番 草尾勝司議員、2番 丹羽実議員を指名いたします。

○笠原由美子議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。指名は私の方から行なうこととさせていただきます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、指名は私から行います。

大阪南消防組合議会副議長に、富田林市から選出をされております、尾崎哲哉議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました尾崎哲哉議員を副議長の当選人と定めることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、尾崎哲哉議員が満場一致をもちまして消防組合議会副議長に当選をされました。

ただ今副議長に当選されました、尾崎哲哉議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、尾崎哲哉議員から発言を求められていますので許可いたします。

○尾崎哲哉副議長 貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員皆さま方のご推挙により大阪南消防組合議会副議長に就任をさせていただきました富田林市議会の尾崎哲哉でございます。初代副議長ということで大変光栄に存じますとともに、皆さま方に心より御礼を申し上げます。今後は、笠原議長の補佐役として円滑な議事運営に努めてまいりたいと考えておりますので、皆さま方のご指導賜りますようお願いを申し上げます。副議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○笠原由美子議長 ありがとうございます。それでは、引き続き議事を進めます。

○笠原由美子議長 次に、日程第5、議員提出議案第1号 大阪南消防組合議会会議規則の全部改正について

日程第6、議員提出議案第2号 大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について

日程第7、議員提出議案第3号 大阪南消防組合議会傍聴規則の制定についての3件を一括して議題といたします。

本3件は、大阪南消防組合議会の開始に伴い、議会会議規則の全部改正、審議能率の向上の

ための議会運営委員会条例の制定及び傍聴規則の制定を行うものでございます。

本3件は、会議規則第36条第2項の規定により、発案者の説明を省略したいと思います。さらに、本3件は、質疑を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって質疑を省略いたします。

お諮りいたします。日程第5、議員提出議案第1号 大阪南消防組合議会会議規則の全部改正について、原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。日程第6、議員提出議案第2号 大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について、原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。日程第7、議員提出議案第3号 大阪南消防組合議会傍聴規則の制定について、原案のとおり可決することに、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決いたしました。

○笠原由美子議長 次に、日程第8、選任第1号 議会運営委員会委員の選任について、を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、私からの指名による選任とすることといたしますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、私から指名をいたします。

議会運営委員会委員に2番 丹羽実議員、6番 西田いく子議員、12番 浅岡正広議員、13番 西川宏議員、15番 奥山涉議員、16番 笹井喜世子議員、17番 畑謙太朗議員、18番 千福清英議員。以上の方を指名いたします。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員は、議会運営委員会委員に選任をされました。

それでは、ここで暫時休憩をし、休憩中に議会運営委員会を2階作戦室でお開きいただき、正副委員長の互選をお願いいたします。休憩よろしくお願いたします。それでは暫時休憩となります。

△休憩 午後1時52分

△再開 午後2時03分

○笠原由美子議長 それでは、これより本会議を再開いたします。

ここでご報告いたします。休憩中に開かれました議会運営委員会において正副委員長の互選が行われました。結果、委員長には奥山涉議員、副委員長には畑謙太朗議員がそれぞれ互選されましたので、お知らせをいたします。

○笠原由美子議長 次に、日程第9、報告第1号 専決処分の報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防長 (挙手) 議長、消防長小池です。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 日程第9、報告第1号 専決処分報告についてご説明いたします。

専決させていただいた内容は、職員の給与に関する条例の一部改正についてです。これは、

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和5年12月26日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるとでございます。

議案書40ページをお開き願います。今回の改正は、令和5年の人事院勧告について、管理者が属する柏原市の条例改正に倣い行ったものです。

続いて議案書42ページをお開き願います。主な改正内容の1点目は、人材確保の観点等から民間企業等における動向を踏まえ、初任給の引き上げ及び若年層職員の給料を中心に平均1.1%引き上げるものです。

2点目は、期末勤勉手当いわゆるボーナスにおける民間との格差を埋めるため、常勤職員は0.1か月分を引き上げて、年間支給月数を4.5か月とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は0.05か月分を引上げて、年間支給月数を2.35か月とするもので、その引き上げ分につきましては期末手当、勤勉手当に均等配分いたします。なお、附則におきまして、この条例の施行日は公布の日とし、当該公布の日に現に在職している職員に限り、給料表の改定は令和5年4月1日から、令和5年12月期の期末勤勉手当の改定は令和5年12月1日から適用することといたしております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、日程上、議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせていただいた次第でございます。報告第1号の説明は以上でございます。

○笠原由美子議長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○笠原由美子議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） 笹井です。よろしくお願います。

○笠原由美子議長 よろしくお願いたします。

◆16番（笹井喜世子議員） 今、ご説明がありましたように、広域化後の給料表は、柏原市の給料表を基準に決められているということになっておりますが、新たに加わる2消防本部の職員に不利益がないのか、あるのか、そのことを質問させていただきます。ご答弁よろしくお願いたします。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件について答弁を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 お答えいたします。給料表については、広域化前の3消防本部給料表と同一の、行政職給料表で8級制となっております。広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給としておりますので、新たに加わる2消防本部職員に不利益になることはございません。回答については、以上でございます。

○笠原由美子議長 はい。笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） はい。ご答弁ありがとうございました。給料表は広域化の前の3消防の給料表と同一であり、新たに合流する2消防本部の職員に不利益はないということは分かりました。今後も引き続き全職員にこうしたことを、給料についても不利益がおこらないよう働き甲斐がもてる労働条件の向上を要望しておきます。以上です。

○笠原由美子議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、それでは質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第9、報告第1号 専決処分報告を承認することに、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号、専決処分報告 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり承認することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第10、議案第1号 財産の取得について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 日程第10、議案第1号 財産の取得についてご説明いたします。議案書50ページをお開き願います。

財産の取得の目的ですが、消防広域化により必要となる電話交換システムを増設整備するものです。

取得の方法は、60か月の月額賃貸借を条件として指名競争入札を行いました。取得価格は、消費税込みの4,242万4,800円です。取得の相手方は、NTT・TCリース株式会社 関西支店です。参考といたしまして、入札経過を51ページに記載しております。なお、公平性・競争性の向上を目的として郵便入札により実施いたしました。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

◆2番(丹羽実議員) (挙手)

○笠原由美子議長 丹羽議員。

◆2番(丹羽実議員) ご指名を受けました河内長野の丹羽実でございます。質問通告を出しておりますので、それに従って質問をさせていただきます。

電話交換システム増設事業一式、消防広域化による電話交換システム増設する必要がある、今回の議案が上程されました。今回の指名競争入札の金額や取得相手方に異議は有りませんが、関連して質問をさせていただきます。

件名の1、新たに構築される新消防指令システムに119番通報が殺到する事態の時の予防策を、お聞きをいたします。

要旨の1、去る1月の1日に発生しました能登半島地震の時、救助要請が殺到し消防指令システムに不具合が生じたと1月31日のNHKのニュースで報道されました。その内容は奥能登広域圏事務組合消防本部の指令センターで地震発生直後から119番通報が多数着信して鳴りやまない状況になった。こうした中、想定外の震度7を観測した地震直後に、高機能消防指令システムが動かずパソコンで各隊に出動指令ができなくなったと言うものでございます。大型モニター映像も映らず急遽用紙、紙に内容をメモして、各消防署や分署にその都度電話で指令を出したとのこととあります。そこで具体的にお聞きをいたします。

(1) 当消防組合指令センターの建物、そして非常用発電機、そして指令センターの機能は震度7以上でも耐えられ作動をいたしますか。

(2) センター機能が耐えられてもセンターと各消防署をつなぐ電話回線や光回線の破断にはどう対応しますか。

(3) 無線連絡設備は、今どのようになっていますか。以上です。

○笠原由美子議長 それでは、ただ今の件について答弁を求めます

◎二口豊理事 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、二口理事。

◎二口豊理事 ただ今の質問にお答えいたします。

まず1点目、震度7に耐えられるかのご質問ですが、設置業者に確認しましたが震度7以上となると、どこまでというお答えは難しいとのことでしたが、今回設置している指令センターについては、平成28年に発生しました熊本地震を教訓に、地震が発生した時に被害を最小限におさえるため、各通信機器の固定、接続ケーブル断線を防ぐための対策などを講じております。また、今回の広域化改修において、河内長野署に指令センターのバックアップ設備を構築しております。大阪南消防局の消防指令センターが災害や電話回線等の不具合により、使用できなくなった場合、河内長野署のバックアップ設備に移行できる体制も整えております。

2点目、回線についてですが、通常時から光回線等の障害発生時を考慮し、光回線が障害や災害時の破断等により使用できなくなった場合、出動の指令放送を消防救急デジタル無線に自動的にバックアップし、放送する仕組みを構築しております。

また、今回の広域化改修においては、大阪南消防局柏羽藤署、富田林署、河内長野署の3拠点は、光回線を2重化し、出動の指令放送以外にも複数の情報やシステムを使用できるようにバックアップ体制を強化しました。

3点目の無線連絡設備についても先程の質問と同じく回線を2重化しております。回答については以上となります。

◆2番(丹羽実議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、丹羽議員。

◆2番(丹羽実議員) はい、答弁ありがとうございます。本来ですと少し質問をしたいところなんですけども、今日は技術関係の方がここに居られないということで、できたら答えていただいて、できなければ文章で、後でいただいたら有難いなというふうに思います。と同時に要望もさせていただきます。

本来、今言われました光回線とか、メタルの回線も含めて、2重ルート化をしているという回答がありましたけれども、今日ここに上がって来る前に私、この敷地の中でどっからその回線が入ってこの建物の敷地の中に入って、ホールを通过这个の庁舎ができていくかというのをちょっと見させてもらったんです。そうしますと、こっこの片隅にあります羽曳野側なんですけども敷地の中に2本の電柱があって、そこから向こうは外の電柱に繋がっているんです。それは6,600ボルトの電気の線も、それから光ファイバーケーブルの線もそうなるんですけども。本来の2重ルート化というのは、例えばこの敷地の中に2本電信柱立ってますけども、それも震度6強とか7になりますと、ちゃんと、きちっと立っているのかというのが分からないといえば、はっきり言って分からないんです。もしその敷地内の2本のその電柱が倒壊をしますとですね、まあ電気はすぐ非常用発電機が作動しますけども回線はそうはいきませんので、そういう意味では本来の2重ルート化というのはまた別の敷地のその反対側とかね、そういう所から本来は引き込んでいくものではないかなというふうには認識しておるところではあります。そういう意味ではどうかなというふうに思っております。

それから2つ目はですね、もしそういう回線が破断した場合、いやいや無線があるから大丈夫なんだというふうなご答弁でしたけれども、無線もアンテナ、もちろん鉄塔がきちっとあつての話ですから。例えここの上に上がってるこの間はどうもなくても富田林消防の建物の上に上がってる鉄塔とか河内長野の上がってる鉄塔もどうなるか分からないという点では、その辺は、それを言い出せばきりがないので、どこまでどうせえという訳ではないんですけれども、その辺のこともちょっと聞きたかった訳です。

それから最後に今回NHKが放送しましたというのはちょっと衝撃的な内容。だけでも消防の関係者は、あんなNHKのニュースよりもっともっと詳しい、あそこの奥能登の広域消防組合の被災状況というんですかね、中身をご存じだと思えるんですけども、今回新しい消防組合では富田林、河内長野、そしてここの組合との連絡は無線で同時にできるというふうに聞いて少しは安心なんですけども。実際奥能登の場合なんかはどこにもそういった協力するお隣の消防組合というのはあったのかなかったのか。うちのようバックアップ体制が組んでいるという計画だったのかどうかというののちょっと聞きたいところなんですけれども。これもまたちょっと専門的な話なのでここですぐお答えというのはあれなのでもういいですけども、お答えはいいですけども。教訓としてあれだけの奥能登の災害が起こったわけですから今回このこの広域消防が新たに発足するというのもふまえてね、十分にあの、道路も駄目になる、それから通信手段も駄目になるという、この二つの駄目になるというふうになった場合この当この消防組合の設備といいますか、体制が本当にきちっと維持されなければ困るんですけども。そういうことも含めて教訓を活かしていただきたいなということを要望として申し上げて終わります。

○笠原由美子議長 他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第10、議案第1号 財産の取得については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第11、議案第2号 消防功労者表彰の推薦について、を議題とい

たします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 日程第 11、議案第 2 号 消防功労者表彰の推薦についてご説明いたします。議案書 52 ページをお開き願います。

これは、大阪南消防組合消防功労者表彰条例第 2 条の規定により表彰者を推薦するものです。

推薦者は大坪教孝氏、田辺英紀氏、藤江博氏の 3 名です。大坪氏は永年消防組合議会議員として消防行政の増進に寄与したことにより、田辺氏及び藤江氏の両名にあっては永年救急業務推進審議会委員として救急業務の円滑な運営に寄与した功績により推薦するものです。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 はい、説明は終わりました。これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第 11、議案第 2 号 消防功労者表彰の推薦については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第 12、議案第 3 号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 日程第 12、議案第 3 号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明いたします。議案書 54 ページをお開き願います。

監査委員はご承知のとおり、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により消防組合議会から 1 名並びに識見を有する者から 1 名を選出していただいております。

今回、消防組合議会から選出していただく監査委員におかれましては、役員選出に関する申し合わせ事項におきまして、河内長野市選出議員の中から監査委員を選任することになっております。そこで、財務管理のほか行政運営に関し、すぐれた見識を持っておられます三島議員にお願いしたいと存じます。

お名前は、三島克則様、ご住所は、河内長野市高向、昭和 44 年生まれの 54 歳でございます。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 説明は終わりました。

本件につきましては、地方自治法第 117 条の規定により、該当人は除斥の対象と認められていますので、三島克則議員の除斥を求めます。

〔8 番 三島克則議員 除斥〕

本件につきましては、質疑を省略させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

お諮りいたします。日程第 12、議案第 3 号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、原案どおり同意することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 3 号については、原案どおり同意することに決しました。

三島克則議員の除斥を解きます。

〔8 番 三島克則議員 入場〕

○笠原由美子議長 次に、日程第 13、議案第 4 号から日程第 36、議案第 27 号までの 24 件を一括して議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 それでは順次ご説明させていただきます。議案書 55 ページをお開き願います。

日程第 13、議案第 4 号 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、でございます。消防組合ではこれまで会計年度任用職員の採用を行っていませんでしたので、条例も制定していませんでしたが、今回の消防広域化に併せて採用の必要があった場合でも対応可能となるように新たに制定するものです。内容については管理者が属する柏原市に倣い作成しております。議案第 4 号の説明は以上でございます。次に 63 ページをお開き願います。

日程第 14、議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、です。これは、第 1 条で消防指令センターを 2 月 12 日から先行して運用を開始するため、消防指令センター長の職務を追加することを規定しております。第 2 条で 4 月 1 日から消防広域化により必要となる改正を規定しております。主な改正点をご説明いたします。

昨年 4 月から河内長野市の消防職員が 2 年間横浜市に出向しており、4 月以降も継続するため単身赴任手当を追加するものがございます。内容については河内長野市の条例を参考に規定しております。次に地域手当について、8 市町村の加重平均により 6.9%とするものです。なお、67 ページ 17 項、地域手当に関する経過措置において、当分の間、元柏原羽曳野藤井寺消防組合職員については、これまでどおり 10%、元富田林市、河内長野市の両職員についてもこれまでどおり 6%としております。19 項は組織変更に伴う改正です。また富田林市、河内長野市の職員については各市を退職のうえ消防組合に採用となりますので、身分の引継ぎができるよう経過措置を規定しております。議案第 5 号の説明は以上です。次に 69 ページをお開き願います。

日程第 15、議案第 6 号 大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について、です。消防広域化に伴い職員定数を変更するもので、3 消防本部の条例定数の和である 556 名を定数とするものです。議案第 6 号の説明は以上でございます。次に 71 ページをお開き願います。

日程第 16、議案第 7 号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、です。これまで 3 消防本部でそれぞれ消防長の事務としておりました消防同意など各種届出につきまして、これまで通り届け出先を変更せず事務ができるよう、各消防署長の事務に変更するものです。また、富田林市、河内長野市 2 消防本部の火災予防条例は廃止となることから、附則において 2 消防本部の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為等は、それぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなすよう規定しております。議案第 7 号の説明は以上です。次に 75 ページをお開き願います。

日程第 17、議案第 8 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、です。これは消防広域化により 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置、会計年度任用職員の条例制定に伴う改正及び文言の訂正を行うものです。議案第 8 号の説明は以上でございます。次に 77 ページをお開き願います。

日程第 18、議案第 9 号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について、です。こちらも消防広域化により 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置、会計年度任用職員の条例制定に伴う改正でございます。議案第 9 号の説明は以上です。次に 79 ページをお開き願います。

日程第 19、議案第 10 号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について、です。こちらも消防広域化により 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置、会計年度任用職員の条例制定に伴う改正です。議案第 10 号の説明は以上です。次に 81 ページをお開き願います。

日程第 20、議案第 11 号 職員の旅費に関する条例の一部改正について、です。これは消防広域化により 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置、会計年度任用職員の条例制定に伴う改正及び単身赴任手当の追加に伴い、その職員の扶養親族が同様に移転の旅費を受けられるよう河内長野市の条例に倣い改正するものです。議案第 11 号の説明は以上でございます。次に 86 ペ

ージをお開き願います。

日程第 21、議案第 12 号 職員の定年等に関する条例の一部改正について、です。これは消防広域化により 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置及び文言の訂正です。議案第 12 号の説明は以上です。次に 88 ページをお開き願います。

日程第 22、議案第 13 号 消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正について、です。これは 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置及び非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令に併せて所要の改正を行うものでございます。議案第 13 号の説明は以上です。次に 91 ページをお開き願います。

日程第 23、議案第 14 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、です。こちらも消防広域化により 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置、会計年度任用職員の条例制定に伴う改正です。議案第 14 号の説明は以上です。次に 94 ページをお開き願います。

日程第 24、議案第 15 号 監査委員に関する条例の一部改正について、です。これは消防広域化による組織の変更に伴う改正です。議案第 15 号の説明は以上でございます。次に 96 ページをお開き願います。

日程第 25、議案第 16 号 大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、です。令和 6 年 4 月 1 日から消防業務運用開始に伴い、3 消防本部を統合し名称を大阪南消防局、3 消防署はそれぞれ、柏羽藤消防署、富田林消防署、河内長野消防署とするものです。なお、消防署の管轄区域はこれまでと変わりはありません。議案第 16 号の説明は以上です。次に 98 ページをお開き願います。

日程第 26、議案第 17 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、です。これは 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置を規定しております。議案第 18 号の説明は以上です。次に 100 ページをお開き願います。

日程第 27、議案第 18 号 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について、です。これは消防広域化により、2 市 2 町 1 村の加入による経過措置を規定しております。議案第 18 号の説明は以上です。次に 102 ページをお開き願います。

日程第 28、議案第 19 号 大阪南消防組合手数料条例の一部改正について、です。これは消防広域化により、2 消防本部の加入による経過措置、これまで消防組合で規定していなかった危険物許可書などの再交付手数料の追加及び文言の修正を行うものです。議案第 19 号の説明は以上です。次に 107 ページをお開き願います。

日程第 29、議案第 20 号 大阪南消防組合行政手続条例の一部改正についてです。こちらも消防広域化により、2 消防本部の加入による経過措置を規定しております。議案第 20 号の説明は以上でございます。次に 109 ページをお開き願います。

日程第 30、議案第 21 号 大阪南消防組合情報公開条例の一部改正について、です。こちらも消防広域化により、2 消防本部の加入による経過措置を規定しております。議案第 21 号の説明は以上です。次に 111 ページをお開き願います。

日程第 31、議案第 22 号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、です。こちらも会計年度任用職員の条例制定に伴う改正です。議案第 22 号の説明は以上です。次に 113 ページをお開き願います。

日程第 32、議案第 23 号 大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部改正について、です。これは消防広域化により、行政財産使用料について、それぞれの土地・建物が存する市町村の条例の規定を準用するよう改正すること及び 2 市 2 町 1 村の加入による経過措置を規定しております。議案第 23 号の説明は以上です。次に 116 ページをお開き願います。

日程第 33、議案第 24 号 大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部改正について、です。これは消防広域化による組織の変更に伴う改正です。議案第 24 号の説明は以上です。次に 118 ページをお開き願います。

日程第 34、議案第 25 号 大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について、です。これは 2 消防本部の職員の加入に伴う経過措置を規定しております。議案第 25 号の説明は以上です。次に 120 ページをお開き願います。

日程第 35、議案第 26 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、です。これは消防広域化に伴う文言の整理です。議案第 26 号の説明は以上です。次に 122 ページをお開き願います。

日程第 36、議案第 27 号 大阪南消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について、です。これは 2 消防本部の加入による経過措置を規定しております。議案第 27 号の説明は以上です。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 説明は終わりました。これより一括して質疑にはいります。

質疑はございませんか。

◆ 6 番（西田いく子議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、西田議員。

◆ 6 番（西田いく子議員） 私の方からは、議案第 4 号 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、これと議案第 14 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、この 2 点についてご質問いたします。

1 点目、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてですけれども、これまで会計年度任用職員は採用していなかった、との説明がありましたけれども、これまで採用していなかったのには、専門性が高い等、理由があったのではないのでしょうか。会計年度任用職員を入れるということは、正規職員ではないということになりますので、このことによるデメリットはないのでしょうか。また、会計年度任用職員に求められている仕事はどのようなものがありますでしょうか。

2 点目育児休業等に関する条例についてですけれども、消防組合のホームページから女性活躍推進法に基づく、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画、これは令和 5 年 7 月に出ています。女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく実施状況の公表を拝見いたしましたけれども、この中で男性の育児休業取得率が 0 となっております。これは該当する年齢の職員が全くいないのか、また休める環境にはないのか背景をお伺いいたします。また計画の中の目標値は 10% となっておりますけれども、この現状をどう考えるのか、以上 2 点答弁をお願いいたします。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件についてご答弁を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 お答えいたします。

1 点目の会計年度任用職員に求められる業務は、会計業務やシステム管理、各種受付業務などを行う事務職員の補助業務が想定されます。柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部では、専門性の高い業務においても消防職員が行うことにより、担当しなければ培われない知識と経験を積み、職員を育成した経緯があります。現在は、その方針を継続する予定ですが、広域化により事務量の増加、多様化する業務に備え、データ入力業務など比較的軽微な作業などを会計年度任用職員に担って貰い、より専門性が高い業務に職員が従事できるように制定するものでございます。以上のことからデメリットはないものと考えております。

2 点目の育児休業等に関する条例のご質問ですが、令和 4 年度の柏原羽曳野藤井寺消防組合における回答になりますが、男性育児休業取得の該当者は 17 名でありました。1 名も育児休業を取得しておりませんでした。育児休業を取得しない理由の一つとして、配偶者出産休暇及び育児参加休暇の制度により 8 日間の休暇取得で対応できるということが挙げられます。また、職員から意見を聞いたところ、育児休業を取得した場合、共済組合から育児休業手当金が支給されるとはいえ、収入を現状より減らしたくないという意見が多数ありました。今後も職員からの聞き取りを行い、育児休業が取得しやすい職場環境づくりが進むように制度の周知徹底を図り、きめ細かな支援を継続してまいりたいと考えております。回答については以上でございます。

◆ 6 番（西田いく子議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、西田議員。

◆ 6 番（西田いく子議員） ありがとうございます。

この間、正規の職員を育成してきた、その方針を継続する予定、これ本当に素晴らしいことだと思いますので、安易に会計年度任用職員を採用することなく、引き続きその姿勢で取り組んでいただきますようお願いいたします。

2022 年度、厚労省の雇用均等基本調査によりますと男性の育児休業取得率は 17.13% でした。

ここは男性が多い職場とはいえ、男性育児取得該当者が17人もいてゼロというのでは政府が掲げる男性育休取得率の目標2025年に50%、2030年に85%、こんなことは夢のような話になってしまいます。男性が取得できない理由の一つに職場体制の弱さなども挙げられていますので、代替要員がいて安心して休むことができるよう人員の確保が大切です。職員さんの意見も伺ってもらってるようですけれども、育児休業を取得して収入を現状より減らしたくないとのことですけれども。だからといって子育てを女性だけに任せていいのか、小さな子供の間にお父さんも関わるができるようになる方が素晴らしいと思います。まあ、8市町村の自治体やこの大阪南消防組合内だけで解決するのは難しいと思いますけれども、性別や働き方によらず安心して利用できる育休制度を府にも国も求めていただくことを要望して私の質問を終わります。

○笠原由美子議長 はい、他に質疑はございませんか。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）はい。

○笠原由美子議長 笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） 笹井です。よろしくお願ひします。

私からは、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正と、議案第19号 大阪南消防組合手数料条例の一部改正についての2点を質問させていただきます。

まず1点目、給与条例第27条17の地域手当に関してですが、これまで地域手当については検討課題というふうにされてきたと思います。今回の内容を見ますと経過措置を設けて、柏羽藤の職員については100分の10、富田林・河内長野市の職員については100分の6とされています。地域手当の統一化についての今後のお考えをお聞きいたします。

2点目には、手数料条例の一部改正について。まあ説明もお聞きいたしましたが、今回の改正内容と改正によりどのような改正後との、改正内容、改正前と改正後にどのような影響があるのか質問をさせていただきます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件について答弁を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 お答えさせていただきます。1点目の地域手当についてですが、新規採用職員については、構成8市町村の配置数による加重平均とし、既存職員については、最終的には構成8市町村の配置数による加重平均に統一いたしますが、職員給与の激変緩和のため、経過措置期間を設け段階的に移行する予定としております。

2点目の手数料条例の一部改正について、でございますが、消防組合の手数料は、主に消防法上の危険物、火薬類取締法、高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において、各法律に適合する施設の設置又は変更の許可や完成検査等により手数料を徴収することとなっております。今回の改正は、その他の証明として、手数料を徴収していましたが、危険物製造所等の許可書、完成検査済証及びタンク検査済証等の各種証明書の再発行について、それぞれを追加いたしました。また別表の変更は、地方公共団体の手数料の標準化に関する政令に合わせるよう文言の整理を行ないました。回答については以上であります。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ご答弁ありがとうございます。

それでは手数料の、2点目にお尋ねしました手数料の一部改正については、これまでその他の証明書としていたものを詳細に追加したこと、また別表の変更は文言の整理をしたということですので理解をいたしました。

そこで1点だけ再質問をさせていただきます。地域手当についてです。新規職員については、ご説明では新規職員については、構成市町村の配置数による加重平均とし、とありますけれども、この加重平均とはいくらなのか。また広域化にすることで不利益を生じることはないのか。既存職員については段階的に移行するということですが、統一化の目途があればお聞きをいたします。よろしくお願ひします。

○笠原由美子議長 はい、再質問に対しての答弁を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 お答えいたします。現在の8市町村の配置数による加重平均は、6.9%となっております。また、既存職員については経過措置期間を10年として段階的に移行する予定としております。ですが、今後、地域手当の見直しが予定されておりますので、議員ご指摘のとおり職員に不利益が生じないよう、関係市町村と引き続き協議をしてみたいと考えております。回答は以上となります。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ありがとうございます。それでは、意見、要望を述べたいというふうに思います。

地域手当については、広域化により新規職員については一律、現在の加重平均の6.9%、これが今の8市町村の配置数による加重平均ということで、その6.9%として、既存の職員さんは10年かけて段階的に加重平均に移行する予定ということです。富田林市と河内長野市については現在6%ですのでこれが移行されても地域手当は上がるということになりますが、柏羽藤についてはこれまで10%であった地域手当が加重平均6.9というところに合わせるとなると下がってしまうこととなります。まあ、そもそも地域手は、支給割合によって自治体間の賃金格差を広げ、人員を募集しても集まらない、また流出するなど大きな問題ともなっています。公務員の地域手当は市町村レベルで格差を広げ、全国の市長会などでも大変問題にもなっております。地域間格差を解消するなどして引き下げられてきた公務員賃金、これを全国的に引き上げられることこそ、今求められています。地域手当の見直しは10年ごとに行なわれるということで、2024年はこの見直しの年とも言われております。地域手当は期末手当や勤勉手当にも反映するものです。経過期間措置は大変設けられてはおりますし、今後もこの見直しでどのように変わっていくか、変化していくかということも予測はできませんけれども、今後もこの広域化になったことで一人として職員さんに不利益が生じないよう取り組んでいただきますように強く要望をしておきます。以上です。

○笠原由美子議長 はい、それでは他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。これより1議案ごとに裁決をいたします。

お諮りします。日程第13、議案第4号 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第14、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第15、議案第6号 大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第16、議案第7号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第17、議案第8号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 18、議案第 9 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 19、議案第 10 号 職員の退職手当に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 20、議案第 11 号 職員の旅費に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 21、議案第 12 号 職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 22、議案第 13 号 消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 23、議案第 14 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 24、議案第 15 号 監査委員に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号においては、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 25、議案第 16 号 大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 26、議案第 17 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 27、議案第 18 号 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号については、原案どおり可決することに決しま

した。

次に、お諮りいたします。日程第 28、議案第 19 号 大阪南消防組合手数料条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 29、議案第 20 号 大阪南消防組合行政手続条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 30、議案第 21 号 大阪南消防組合情報公開条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 31、議案第 22 号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 32、議案第 23 号 大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 33、議案第 24 号 大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 34、議案第 25 号 大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 35、議案第 26 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、お諮りいたします。日程第 36、議案第 27 号 大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第 37、議案第 28 号 令和 5 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について、を議題といたします。

では、理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 日程第 37、議案第 28 号 令和 5 年度大阪南消防組一般会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。別冊の補正予算第 3 号の 1 ページをお開き願います。

この内容は、第 1 条で、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 462 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ 50 億 158 万 8,000 円とするものでございます。

次の第 2 条では、地方債の補正をお願いしております。

次ページに移りまして、歳入の補正からご説明申し上げます。

款 1 分担金及び負担金、項 2 負担金 1,827 万 9,000 円につきましては、広域関連負担金を減額するものです。恐れ入りますが、9 ページをお開き願います。

内訳につきましては、柏原市 262 万 8,000 円、羽曳野市 379 万 1,000 円、藤井寺市 250 万 6,000 円、富田林市 368 万円、河内長野市 387 万 7,000 円、太子町 63 万円、河南町 76 万 7,000 円、千早赤阪村 40 万円をそれぞれ減額するものでございます。2 ページにお戻り下さい。

款 2 使用料及び手数料、項 2 手数料 121 万 1,000 円につきましては、条例に基づく手数料の収入が増えたためです。

次に款 5 繰越金、項 1 繰越金 2,602 万 7,000 円につきましては、令和 4 年度の収支残高を受け入れたことによる増額でございます。

次に款 6 諸収入、項 2 雑入 3 万 8,000 円につきましては、主に行政財産目的外使用料の減額によるものでございます。

次に款 7 組合債、項 1 組合債 430 万円につきましては、起債額が確定したことによる減額でございます。合計 462 万円を増額し、歳入総額 50 億 158 万 8,000 円とするものでございます。

次に、歳出の補正をご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。

款 1 議会費、項 1 議会費 39 万 7,000 円につきましては、旅費の不用額による減額であります。

次に款 2 総務費、項 1 総務管理費 2,350 万 8,000 円の増額は、退職者増による増額であります。

次に款 3 消防費、項 1 消防費 1,719 万 5,000 円の減額につきましては、各節別ごとにご説明させていただきます。11 ページをお開き願います。

目 1 常備消防費、節 2 給料 223 万 7,000 円の増額、節 3 職員手当等 2,508 万 1,000 円の増額、節 4 共済費 522 万 2,000 円の増額は、主に昨年の人事院勧告によるものでございます。

節 8 旅費 60 万 1,000 円につきましては、特別旅費及び教養旅費の不用額による減額するものでございます。

次ページに移りまして、節 10 需用費 1,674 万 5,000 円につきましては、消耗品費等の不用額による減額するものでございます。

節 11 役務費 5 万 2,000 円につきましては、主に車両や施設保守手数料等の不用額により減額するものでございます。

節 12 委託料 1,727 万 3,000 円につきましては、主に清掃管理業務の不用額により減額するものです。

次ページに移りまして、節 13 使用料及び賃借料 21 万 6,000 円につきましては、主に発信地表示システム使用料の不用額により減額するものです。

節 17 備品購入費 972 万 8,000 円につきましては、入札執行に伴う不用額による減額するものです。

節 18 負担金、補助及び交付金 504 万 9,000 円につきましては、主に教養負担金及びその他負担金の不用額により減額するものです。

節 26 公課費 1 万 3,000 円につきましては、車両重量税確定に伴う増額です。

次ページに移りまして、目 2 火災予防救急普及費、節 7 報償費 2,000 円につきましては、防火図画賞品及び参加賞の不用額により減額するものです。

節 10 需用費 1,000 円につきましては、消耗品費の不用額により減額するものでございます。

節 11 役務費 7 万 9,000 円につきましては、ふるさと納税保険料及び通信運搬費の不用額により減額するものです。

節 17 備品購入費 2,000 円につきましては、普及用備品の不用額により減額するものです。消

防費についての説明は以上です。

続きますが、恐れいりますが3ページにお戻り願います。

款4公債費、129万6,000円につきましては、主に令和4年度債の利率等確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ462万円を増額し、歳入歳出予算の総額を50億158万8,000円とするものです。

以上で令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○笠原由美子議長 説明が終わりました。これより質疑にはいります。

質疑はございませんか。

◆16番(笹井喜世子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 笹井議員。

◆16番(笹井喜世子議員) 笹井です。それでは1点質問をさせていただきます。

歳出の事項別明細書11ページ総務費の退職手当2,367万5,000円の増とありますが、ここには4名の退職者、退職手当となっております。この退職手当は当初よりの予定外のものだというふうに考えますが、退職理由、またこの間の退職の傾向を質問させていただきます。ご答弁お願いいたします。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件について答弁を求めます。

◎小池一彰消防長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 お答えさせていただきます。60歳超の職員につきましては、60歳に到達する数年前から定期アンケート調査を行っております。今回の退職手当は1名が定年延長制度にあります定年前再任用短時間勤務を選択されたことによるものでございます。残り3名は若年層職員の転職希望による自己都合退職となっております。回答については以上でございます。

◆16番(笹井喜世子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番(笹井喜世子議員) ありがとうございます。それでは、意見と要望を述べたいと思います。

4名の方の退職の理由は理解をいたしました。特に3名の若年層職員の方は自己都合退職ということですが、まあもちろん様々な退職理由があることは承知しております。が、ただし今責任の重い、危険も伴うこの仕事の中で技術を磨き経験を積んでこられた職員の方々が、その技術や経験を活かして長く働き続ける環境を整えるということが大変重要だと考えています。まあ、広域化になったことで環境が変わる職員さんも今回たくさんおられるというふうに思いますので、是非職場環境に十分な配慮をしていただきますよう求めて、要望をしておきます。以上です。

○笠原由美子議長 それでは、他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第37、議案第28号 令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第38、議案第29号 令和6年度大阪南消防組合一般会計予算を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 日程第38、議案第29号 令和6年度大阪南消防組合一般会計予算でござい

ます。別冊の令和6年度大阪南消防組合一般会計予算1ページをお開き願います。

この内容は、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億3,215万5,000円とするものでございます。

第2条は地方債、第3条は一時借入金の限度額を、第4条では歳出予算の流用について定めております。

それでは、一般会計予算の概要について、歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。9ページをお開き願います。

まず、歳入の部でございます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合分担金につきましては、60億1,493万6,000円でございます。内訳といたしまして、富田林市12億836万9,000円、河内長野市12億7,279万2,000円、柏原市8億6,929万7,000円、羽曳野市12億4,638万4,000円、藤井寺市8億2,840万1,000円、太子町2億675万8,000円、河南町2億5,181万1,000円、千早赤阪村1億3,112万4,000円です。

11ページをお開き願います。分担金算出表に詳細を記載しておりますが、柏原市、羽曳野市、藤井寺市の3市につきましては、令和5年度における基準財政需要額の消防費の関係市町村合計額に対する割合に応じた金額で、残りの2市2町1村につきましては、それぞれの合計額に消防広域化検討会の試算に用いた平成27年度から令和2年度までの消防費決算額の平均額に応じて按分した金額となっております。9ページにお戻り下さい。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料2万4,000円につきましては、電柱設置の敷地使用料として関西電力から受け入れるものでございます。項2手数料、目1消防手数料451万6,000円につきましては、条例に基づく手数料の見込み額です。

次に款3国庫支出金、項1国庫補助金及び項2国庫負担金については、1,000円を枠取りさせていただいております。なお、消防防災施設等整備費補助金とは、緊急消防援助隊の設備の整備を促進することを目的として交付されるもので、令和6年度消防車両について要望する予定でございます。緊急消防援助隊活動費負担金は、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により必要となった消防に要する費用を国が負担するもので、令和6年1月1日に発災した、令和6年能登半島地震に派遣した職員の人件費及び車両の燃料等が国庫負担金として交付される予定となっております。

款4財産収入、10ページに移りまして、款5繰越金につきましても、1,000円を枠取りさせていただいております。

次に款6諸収入、項1消防組合預金利子、目1消防組合預金利子4万2000円につきましては、資金運用利子の見込みでございます。次に項2雑入、目1雑入1,833万3,000円につきましては、西名阪自動車道路に係る救急支弁金、派遣人件費補填金、自動販売機設置、火災予防協会、富田林市消防署庁舎に係る行政財産目的外使用料、ふるさと納税返礼品代金、関係団体負担金、横浜市に派遣している職員からの公舎使用料を受け入れるものでございます。

次に款7組合債、項1組合債、目1組合債4億9,430万円につきましては、消防庁舎の整備及び消防ポンプ自動車等の更新に伴う起債額でございます。

次に、歳出の部をご説明申し上げます。12ページをお開き願います。

款1議会費、項1議会費、目1議会費301万3,000円につきましては、消防組合議会運営諸経費です。

次に款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億6,610万4,000円につきましては、管理者・副管理者の諸経費、各種委員会の委員報酬及び職員の退職手当等です。目2公平委員会費2万4,000円につきましては、公平委員の報酬でございます。項1総務管理費合計2億6,612万8,000円をお願いするものでございます。次ページに移りまして、項2監査委員費、目1監査委員費14万4,000円につきましては、監査委員の報酬でございます。

次に款3消防費、項1消防費、目1常備消防費58億4,405万円につきましては、職員の給与・手当など、消防業務の運営のための維持管理費等の経費でございます。各節別ごとに、ご説明させていただきます。

節2給料21億5,233万8,000円、節3職員手当等18億259万7,000円につきましては、職員548名、定年延長9名と再任用職員32名分でございます。

節4共済費7億8,957万5,000円につきましては、共済組合負担金等です。

節5 災害補償費につきましては、1,000円を枠取りさせていただいております。

節7 報償費282万3,000円につきましては、表彰式典、市民表彰等の記念品、救急業務特定行為による医師指示料や講師等への謝礼でございます。

次ページに移りまして、節8 旅費657万1,000円につきましては、特別旅費、教養旅費です。

節9 交際費につきましては、消防長交際費5万6,000円でございます。

節10 需用費1億8,875万円につきましては、消耗品費、燃料費、光熱水費及び消防庁舎、車両等に係る修繕料等です。

節11 役務費5,630万8,000円につきましては、通信運搬費、保険料及び手数料です。

節12 委託料1億3,874万5,000円につきましては、職員検診料、職員福利厚生費及び庁舎に係る設備管理業務の委託料等でございます。

次ページに移りまして、節13 使用料及び賃借料5,824万7,000円につきましては、寝具使用料、機器等使用料です。

次ページに移りまして、節14 工事請負費1億700万円につきましては、藤井寺分署感染症対策及び長寿命命工事業費並びに富田林消防署高圧ケーブル改修工事費です。

節15 原材料費60万円につきましては、消防庁舎、車両等に係る原材料費です。

節17 備品購入費4億990万7,000円につきましては、水槽車、35m級はしご車と消防ポンプ自動車の更新をはじめとする消防用備品、高規格救急自動車の更新による救急用備品、救助用備品及び庁用備品の購入費等でございます。

節18 負担金、補助及び交付金1億2,882万円につきましては、各種会費負担金、次ページに移りまして教養負担金、19ページに移りまして関係市町村公債費負担金等です。

節21 補償、補填及び賠償金につきましては、1,000円を枠取りさせていただいております。

節26 公課費171万1,000円につきましては、車両に係る重量税です。

次に、目2 火災予防救急普及費247万4,000円につきましては、防火・救急の普及啓発に係る消耗品、備品等の機材購入費です。

以上、款3 消防費につきましては、58億4,652万4,000円をお願いするものです。

20 ページに移りまして、款4 公債費、項1 公債費、目1 元金及び目2 利子につきましては、合計4億1,134万6,000円をお願いするものです。

次に款5 予備費、項1 予備費、目1 予備費につきましては、500万円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ65億3,215万5,000円をお願いするものでございます。

21 ページ以降に給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書を記載しております。以上簡単な説明で誠に恐縮ですが、令和6年度大阪南消防組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。

○笠原由美子議長 説明が終わりました。これより質疑にはいります。

質疑はございませんか。

◆6番(西田いく子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、西田議員。

◆6番(西田いく子議員) こういう消防の細かな予算について、これまで見たことが無かったので、少し細かく、質問になりますけれどもご答弁お願いいたします。

私からは2点質問させていただきます。

1点目は10ページに歳入の方に記載があります、ふるさと納税事務返礼品代金。これはどういうものでしょうか。消防が持つ返礼品とはどのようなものかお聞かせください。

2点目19ページ、歳出にあります婦人防火クラブ助成金。これはどのようなものでしょうか。また、これは全ての自治体で活動をしているクラブなのでしょうか。また、どういう活動に対する、何に対する助成をしているのか、お聞かせください。以上2点答弁お願いいたします。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件について答弁を求めます。

◎小池一彰消防長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 ご質問にお答えいたします。まず、1点目ふるさと納税の返礼品の内容といたしまして、大阪府初の世界遺産である古市古墳群を、35m級のはしご車に乗車し、古墳のスケールを体感していただいております。また、実際の消防車に乗車し、管内を巡回する体験な

ど、この地域でしか味わえない体験をしていただき、消防業務を知っていただく機会になればと考えております。

次に2点目婦人防火クラブ助成金について、でございます。大阪南消防組合では現在柏原市、羽曳野市、藤井寺市の3市において団体が組織されており、主に駅前での火災予防キャンペーン、火災予防知識の習得のための研修などの活動を行っております。その活動のため助成を行っており、令和6年度の費用負担については構成市町村が8市町村となることから分担金からの支出が適当ではないため、各団体の属する市からの負担金により措置されております。回答については以上となります。

◆6番(西田いく子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、西田議員。

◆6番(西田いく子議員) ありがとうございます。今伺った2点は、どれも柏原羽曳野藤井寺消防組合で実施されていたものようですが、これがね、住民の皆さんにとって有意義であるものならば、してなかった自治体もあると思うんですけど、8市町村で取組むこともあってもいいかなと思いますので、いいことしてるんやったら広げてほしいと思いますし、ここには無いようですけども富田林市や河内長野市の消防でも独自の良い施策をやったのであれば、またこの8市町村で取組んでいってもいいかなと思いますので、また考えてください。そのためにね、なんかどの自治体で、これまで消防が何をしていたのかなと思って、見ようと思ってもなかなかホームページでヒットしないんです。改めて、大阪南で消防組合をつくるにあたってちょっとホームページをバージョンアップしてもらいたいと思いますので要望しておきます。よろしくお願いします。

○笠原由美子議長 はい、他に質疑はございませんか。

◆16番(笹井喜世子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番(笹井喜世子議員) 笹井です。それでは、1点質問をさせていただきます。

23ページにあります令和6年度の一般職の採用が25名となっております。令和5年度の退職者と比較してどのようになっているのかをお聞きします。また括弧書きで4月採用が12名、10月採用が13名というふうに両方ありますけれども、この意図というか内容を教えていただきたいと思っております。ご答弁をお願いします。

○笠原由美子議長 はい、只今の件について、答弁を求めます。

◎小池一彰消防長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 答えいたします。採用人数については基本的に退職された職員の欠員補充となっております。また4月採用と10月採用の意図のご質問ですが、新規採用者は通常6か月間消防学校で研修の後現場に配属されるため、定年退職者の補充の場合は10月に採用し4月に配属できるよう、また前年度に定年者以外の退職者が発生した場合は早急に補充ができるよう4月採用としております。回答については以上でございます。

◆16番(笹井喜世子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番(笹井喜世子議員) ありがとうございます。4月採用と10月採用については理解もいたしました。ただ、新規採用者は6か月間消防学校で研修の後現場に配属されるということですので、定年退職者の補充については採用時期、また急な退職については早急に補充ができるようにしているということですが、この場合は、研修期間はどうか。例えば今年も3月急な3名の方が退職をされたということになりますけれども、その場合はどういう形になるのか教えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○笠原由美子議長 はい、只今の再質問について、ご答弁をお願いします。

◎小池一彰消防長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、小池消防長。

◎小池一彰消防長 答えいたします。消防学校の研修期間につきましては、4月採用と10月採用のどちらの採用についても6か月間となっております。通常では10月採用を基本としておりますが、先ほど自己都合退職など急な退職があった場合は、欠員となってしまいますので、この場合は少しでも早く補充できるよう10月を待たず4月採用とさせていただきます。回

答については以上でございます。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ご答弁ありがとうございます。では意見、要望を述べたいと思います。

まあ、自己都合でも先ほども3名の方が急な退職になったというようなことが先の議案審議でも分かりましたけれども、その補充については4月に新たに採用し、その方が6か月間の研修期間を経て現場に入るというふうなことになるということで、その間3名は欠員になってしまうという理解でよろしいでしょうか。ええということだそうです。ということは、2024年度当初は採用されても現場には配属できず、10月の研修期間が終わるまで欠員でいくということになります。

急な退職は予測ができないことですが、広域化になればさらに職員さんが増えて、さらにそうした事態が起こる可能性も高くなるのではと予想されます。年度当初より確保した人員が、人員態勢が欠員になってしまうということは避けなければならないことでは 아닙いか。で、広域化になるにあたり、欠員補充ができると、こういう対策を是非たてていただきたい。職員数の確保でスタートする、こういうことに全力を挙げて取り組んでいただきますよう是非強く要望をしておきます。以上です。

○笠原由美子議長 分かりました。はい、それでは、他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第38、議案第29号 令和6年度大阪南消防組合一般会計予算については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第39、一般質問についてですが、2番 丹羽実議員、6番 西田いく子議員、16番 笹井喜世子議員より質問を受けております。

それではまず、2番 丹羽実議員の質問を許可いたします。

◆2番（丹羽実議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、丹羽議員。

◆2番（丹羽実議員） ご指名いただきました河内長野の2番議員 丹羽実です。通告に従い質問をさせていただきます。

5市2町1村の大阪南消防組合を結成に至る事前協議会での合議事項をこの度ちょっと再確認をさせて下さい。

要旨の1、分担金についてです。歳入総額約65億円の内、分担金は約60億円で、その92%にもなり、最も重要ものとなっています。初年度とりわけ河内長野市は12億7,279万円で基準財政需要額割の指数を見ても割高な分担金となっています。事前協議では協定書に基づき公平性を保つ為に是正していくと聞いておりますけれども確認をさせて下さい。その内容を今一度詳しくお聞きをいたします。

要旨の2番目、消防職員の給与体系について、柏原羽曳野藤井寺消防組合と富田林市・河内長野市の消防職員の給与体系は、基本給は同額ですが手当額が異なり、地域手当以外は現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合の手当に合わせるというふう聞いておりますけれども、そうであるか確認をさせてください。

要旨の3、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と富田林市消防本部と河内長野市消防本部が一つの広域消防組合を創ったと言う形式を今回取っております。当初は実質的に吸収合併になるのではないかと懸念をされました。しかし、5市2町1村の首長・行政・消防や各議会の方々の尽力で柏原羽曳野藤井寺消防組合に構成団体となる市町村を増やす方法で、新たに大阪南消防組合を創る事になったと聞いております。今後も各自治体の大きい小さいに関係なく公平・平等な立場で協議をして解決していくものと思います。この事を、確認をさせて下さい。

最後に要旨の4、消防広域化のこの目的は消防力の強化であり、人員削減やコスト削減が目

的ではないと事前協議では説明を受けてきました。その事に間違いはありませんでしょうか。
質問は以上です。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件につきまして、ご答弁を求めます。

◎鳥山浩司（挙手）議長、理事の鳥山です。

○笠原由美子議長 はい、鳥山理事、よろしくお願ひします。

◎鳥山浩司 質問にお答えいたします。

1点目の負担金割については、構成8市町村の当該会計年度の前年度の基準財政需要額のうち消防費の合計額に対する当該市町村の基準財政需要額の割合に応じた額となります。しかし経過措置として、全市町村に財政効果が得られるよう組合に合流する河内長野市、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村については、消防広域化検討会の試算に用いた平成27年度から令和2年度までの消防費決算額の平均額に応じて按分した割合に応じた金額をそれぞれが負担することとしています。ただし、その期間については令和26年3月31日までの20年間又は累積財政効果額が財政効果額に達した翌年度の末日のいずれか早い日までとし、その後は激減緩和のため5年間または5市町村長の合意により延長期間を定め、負担金については基準財政需要額割となるよう規約および協定書で定めています。

2点目、職員の給与については、現行の消防本部とも同じ給料表を使用していることから差異はございません。しかし、手当については3消防本部ともそれぞれ金額や内容に違いが生じるため、広域化による職員への不利益が生じないよう現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の手当に合わせ、調整しております。

3点目、令和4年10月7日に開催されました第2回大阪南消防広域化協議会において広域化の方式は5市2町1村の常備消防に係る事務を共同で行うことを目的とした一部事務組合方式とすることで承認されました。協議の過程で大阪南消防広域化協議会の委員である柏原市、羽曳野市、藤井寺市の3市は、すでに消防事務に関して共同で処理する一部事務組合の柏原羽曳野藤井寺消防組合を設立し、消防を運営していることから、一部事務組合の設立について、2通りの方法が検討されました。

1つは、すでに存在している消防事務を共同で処理する一部事務組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合を解散し、新しく一部事務組合を設立する方法。

2つ目は既に存在している消防事務を共同で処理する一部事務組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合に構成団体となる市町村を増やすという方法があることから、大阪府市町村局行政課に問い合わせたところ、一部事務組合を解散するという行為は、その目的を果たした場合に行うべき行為であるとの助言を得ることができました。消防の目的は消防法第1条に規定されていますが、これをやり終えたから終わりというものではないことなどから、検討・協議を重ねた結果、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合に5市町村が加入する形となったものです。しかしながら構成市町村が増えること、組合名称も変わることで、組合規約等も変更されたことから、各自自治体の大小に関係なく公平・平等な立場で組合が発足し運用されるものと考えております。

4点目、議員ご質問のとおり消防広域化の目的は、あくまでも消防力の強化であり、人員削減やコスト削減を目的としてはいません。回答は以上となります。

◆2番（丹羽実議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、丹羽議員。

◆2番（丹羽実議員） はい、ご回答ありがとうございます。

あの、いずれにしても今回新しい組合が発足するというところで、広域化の協議会、今まで何回か開かれた中で本当の大切にところを今回もう一度確認のためにですけれども、質問をさせてもらいました。で、私は特に思っているところは、各自自治体の大小に関係なく公平・平等な立場で組合が運営されると。だから、今後いろんな問題とありますかね、難関が出てきたとしても、こういう立場で解決にあたっていくというのが本当に大事な点かなというふうに思っています。それから、最後の4つ目の質問のところの消防の広域化の本当の目的というか、最終目的ですけれども、消防力の強化であり、人員削減とか、コスト削減のためにこんな形でやっていくというのではないということが確認できましたので。

いずれにしても今日から新たな組合議会が始まって発足されるわけですから、まああの、初心を忘れることなく、この形で運用していただくよう要望して質問を終わります。

○笠原由美子議長 それでは、続いて6番 西田いく子議員の質問を許可します。

◆6番(西田いく子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、西田議員。

◆6番(西田いく子議員) 通告に基づきまして職員定数について質問させていただきます。

大阪南消防組合の職員定数条例で556人と定めておられますけれども、予算書22ページには本年度589人と書かれています。現在、職員は定数以上なのでしょう。また、正月に能登半島地震が起こったことで被災地に職員さんが出動いたしましたけれども、災害が頻発する中、556人という定数は適正だと考えておられるのか。また、他の消防署と比べて、大阪南消防組合の体制は劣っていることがないのかということをお尋ねします。災害対策に見合った十分な正規職員数の確保をお願いしたいと思いますので、お考えをお聞きます。以上答弁をお願いいたします。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件について、ご答弁を求めます。

◎永橋宏隆総務担当副理事 (挙手) 議長、総務担当副理事永橋です。

○笠原由美子議長 永橋総務担当副理事、よろしくお祈りします。

◎永橋宏隆総務担当副理事 西田議員のご質問に回答させていただきます。

令和6年度に給与支給のある職員数を記載しておりますので、予算書22ページの589人については条例定数とは異っております。条例の定数外となる、消防学校へ入校する初任教育生、構成市派遣職員及び60歳超の短時間勤務職員を差し引きますと541人となりますので条例定数は超えておりません。

次に、定数556人は適切か。についてですが、管轄人口や出場件数など同規模消防本部と比較しましても平均的な職員数となっております。なお、近年、大規模災害等により、緊急消防援助隊として他府県へ出場する機会が増えきておりますが、この度の消防広域化の効果により、日勤業務をスリム化し、現場対応職員を増員することが可能となりましたので、これまで以上の消防力が期待できるものと考えております。

いずれにしましても、社会情勢や消防需要等を勘案のうえ、広域化の効果を検証し、引き続き職員の適正配置を検討していかねばならないと考えております。回答については以上でございます。

◆6番(西田いく子議員) (挙手)

○笠原由美子議長 はい、西田議員。

◆6番(西田いく子議員) ありがとうございます。引き続き、職員の適正配置を検討していかねばならないという答弁でした。541人ですから定数、条例の定数を超えてませんということですが、541人で超えてないことが問題やと思うんです。15人足りません。適正配置というならば大阪南消防組合には、556人の職員が必要だ。こう条例で定めている人数ですから、まずはこの556人を確保する。この努力をしていただきたいと思っております。

大規模な災害発生にあたって消防や警察などの救援部隊を全国的に派遣する体制は急速に整備されてきました。今回の能登半島地震にも消防の職員さんは即応し、現地に支援に入ってくださいました。被災地に職員さんを送れば、残された職員さんの負担は増えるんじゃないかと思っております。地域の災害対応、また防災対策も大切です。日常的に点検強化し災害発生時には被災者救助の中心的役割を担わなければならないのがこの消防です。現在の職員数で十分賄えるといえるのでしょうか。これだけの人数が必要だというのが定数にあると思うんです。定数に満たない状態が大阪南消防組合。広域化になったからと言って解決することができるのでしょうか。広域化のデメリットとしては市町村災害対策本部との連携や地理不安定による初動体制の遅れなどが全国的にも懸念されています。災害はいつ襲ってくるか分かりません。定数どおりとなる消防職員の増員でこの消防力を強化し地域の防災力を今以上に高めることを求めまして、私の質問を終わります。

○笠原由美子議長 はい。それでは、16番 笹井喜世子議員の質問を許可いたします。

◆16番(笹井喜世子議員) 笹井です。発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

大阪南消防組合の新組織についてです。広域化によりこれまでの議会の中でも40名程度の人員の生み出しの効果が最大のメリットであるという説明がされてきました。新しい組織体制がどのようになるのか。また、現場の要員として増員する40名程度の人員を新たな組織の中でどのように反映されるのか、ご答弁よろしくお祈りいたします。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の件について、答弁を求めます。

◎永橋宏隆総務担当副理事（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、永橋総務担当副理事。

◎永橋宏隆総務担当副理事 笹井議員のご質問に回答させていただきます。

まず、組織体制につきましては、消防本部名称が大阪南消防局となり、主に日勤業務を担当する消防局は、現在の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の位置に置き、総務部と警防部を配置し、警防部には消防指令センターを設置しています。また、現場対応する消防署につきましてはこれまでの3消防本部の消防署の位置から変更しておりません。

次に、現場要員の40名程度の増員の内訳につきましては、高度救助隊を機能強化した風水害対応高度救助機動部隊の創設による増員、違反処理体制の強化を目的とした特別査察隊の創設による増員、各署の指揮隊の支援に当たる指揮支援隊の創設による増員、各出張所のポンプ車の乗り組み人員の増員などが主なものでございます。回答については以上でございます。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

今、組織体制をお聞きいたしました。日勤業務を担当する消防局は、総務部と警防部を配置し、警防部に消防指令本部が設置をされるということです。そこへの人数配置はどのようになっているのか。また、現場対応する3消防本部の消防署は変更がないと。その変更がないということですが、それぞれの消防署の人員配置人数、また現場の要員が増員されたというその人員数をお聞きします。以上よろしくお願いたします。

○笠原由美子議長 はい、再質問につきまして答弁を求めます。

◎永橋宏隆総務副理事（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、永橋総務担当副理事。

◎永橋宏隆総務副理事 お答えいたします。

現時点での配置人員につきましては、総務部が21名、警防部が指令センター員、高度救助隊及び特別査察隊を含めて79名を予定しております。また、現場対応する各消防署については、柏羽藤消防署が224名で増員が12名、富田林消防署が138名で危機管理部局を含めた増員としては18名、河内長野消防署が103名で危機管理部局を含めた増員としては10名を予定しております。回答については以上でございます。

◆16番（笹井喜世子議員）（挙手）はい。

○笠原由美子議長 はい、笹井議員。

◆16番（笹井喜世子議員） ご答弁ありがとうございます。それでは、最後ですので意見、要望を述べたいと思います。

組織体制の人員配置、また人員数はよく分かりました。それぞれの各消防署での人員配置や増員数、こうしたことを、お聞きをいたしました。現場対応職員は、それぞれ増員して確保したというふうなご答弁ですけれども、全体の総数が変わったわけではありません。先ほどから他の議員さんからのご質問にもあったように、災害対応に見合った職員だとか、私が質問させていただいた急な退職で人員が欠員になったとか。せっかくこうした体制を増員しても様々なことで体制が確保できない。こういう状況も今あるということもよく分かります。是非、こうした正規の職員さんの確保。ここに今示された体制、そして増員数がきちっと確保されるように強く求めたいと思います。また広域後の消防の体制の検証もしっかりと行なっていただき更なる人員体制、職員の環境整備の強化を要望して質問を終わります。

○笠原由美子議長 分かりました。ありがとうございます。

日程第39、一般質問については、通告は以上となります。

○笠原由美子議長 ここでさきほど休憩中に議会運営委員会委員長から、会議規則第96条により、お手元に配付をいたしました写しのとおり、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題とすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題

といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続調査については、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○笠原由美子議長 以上で本日付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年大阪南消防組合議会第1回定例会を、閉会をいたします。

大変長い時間ありがとうございました。また、本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。提出をされました案件は全て適正な議決とし、かつ円満裡に閉会をさせていただきましたことに心から感謝に、皆さま方の御協力に感謝を申し上げます。

△閉会 午後3時45分

地方自治法第 123 条第 3 項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

臨時議長

千福 清英

大阪南消防組合議会

議長

空海 由美子

大阪南消防組合議会

1 番議員

草尾 勝司

大阪南消防組合議会

2 番議員

丹羽 実